

## 医療機関等物価高騰対策支援事業費補助金 Q&A (ホームページ掲載用)

### 交付対象について

Q. 自由(保険外)診療のみを行っている医療機関等は補助を受けられないですか。

A. 保険医療機関コードがない場合は対象外となります。

Q. 令和8年4月1日に保険医療機関等を開設しました。補助の対象となりますか。

A. 対象外となります。

本補助金は、近年の物価高騰に伴う光熱水費等の固定費負担を支援する趣旨から、「令和7年4月1日時点から補助金交付決定日まで事業を継続していること」および「今後も市内で事業を継続する意思があること」を要件としています。したがって、令和8年4月1日開設の施設は当該要件を満たさないため、交付対象とはなりません。

Q. 当法人(事業者)は、医科と歯科を同一施設にて併設しています。いずれも補助の対象となりますか。

A. 同一の事業者が同じ施設内で複数の診療科(医科・歯科など)を運営している場合は、いずれか一方のみが対象となり、重複して申請することはできません。

ただし、同じ所在地(建物)であっても、以下のいずれかに該当し、光熱水費等の経費をそれぞれ個別に負担していることが証明できる場合は、例外として申請ができることがあります。

- ・ 運営する事業者(法人)がそれぞれ異なる場合
- ・ フロア(階層)が分かれており、実質的に独立した施設として運営されている場合 等

※ 個別に対象となるか判断が難しい場合は、事前にご相談ください。

Q. 医療機関等の施設は龍ヶ崎市内にあるものの、運営事業者(法人)の本社(本店)が市内にない場合であっても申請できますか。

A. 申請できます。

龍ヶ崎市内を所在地とする保険医療機関コードが発行された施設が存在する場合は、当該施設については支給対象となります。事業者の本社が市外であっても対象となります。

Q. 当法人(事業者)は、病院と訪問看護ステーションを市内で運営しています。いずれも補助の対象となりますか。

A. 同一事業者が同一施設内で複数の事業を運営している場合は、いずれか一方のみが交付対象となり、重複申請はできません。そのため、補助上限額が異なる場合は、金額の高い事業でご申請ください。また、補助上限額が同額の事業を複数運営している場合は、法人の主たる事業(施術所の場合は、登録記号番号が付番されている事業)にてご申請いただくようお願いいたします。

Q. あん摩・はり・きゅうの施術所と柔道整復の施術所を市内で複数運営しています。いずれも補助の対象となりますか。

A. 同一施設内で複数の事業を運営している場合は、重複申請はできません。その場合は、登録記号番号が付番されている主たる事業の施術所にてご申請ください。なお、同一事業者であっても、施術所を市内の複数箇所に開設しており、それぞれの施設で光熱水費等の経費を別途負担している実態が確認できる場合は、各施設が交付対象となることがあります。

Q. あん摩・はり・きゅう(・柔道整復)の施術所を開設していますが、関東信越厚生局に受領委任の取り扱いに係る届出は提出していないため、登録記号番号は付与されていません。保険施術は行っていますが償還払いで対応しています。この場合は、補助金の交付対象となりますか。

A. 登録記号番号を付与されていない施術所の場合は、令和7年度に医療保険(療養費)の対象となる施術の実績があることが要件となります。施術を行ったことが確認できる書類の写しを添付してください。

なお、申請書兼請求書の医療機関コードには「9999999999」(10桁)とご記入ください。

Q. 出張専門であん摩・はり・きゅうの保険施術をしています。補助の対象となりますか。

A. 対象外となります。

本補助金は、施設にかかる光熱水費等の固定費支援を目的としているため、法令に基づく基準を満たした「施術所の開設届」が茨城県知事に提出されている施設が対象です。自宅を施術所としている場合でも、法定基準を満たした開設届がなされていれば対象となりますが、出張専門の届出(出張施術業務開始届)のみでは対象とはなりません。

Q. 同様の趣旨の補助金を国や県等から受けている、または今後受ける予定であるが、本補助金を申請することができますか。

A. 国や県が実施する同様の補助金(支援金)については、本補助金と重複して申請・受給することが可能です。ただし、他の給付金側の交付要件によっては重複受給が制限される場合がありますので、念のため各事業の要件をご確認ください。

なお、今年度、龍ヶ崎市が実施する他の事業者向け物価高騰対策補助金(支援内容が同一のもの)との重複申請・受給はできませんのでご注意ください。

## 申請について

Q. 申請はどのようにすればよいのですか。

A. 規定された様式の申請書(兼請求書)に記載例を参照しながら必要事項を記入し、関係書類を添付して、7月31日(金)(当日消印有効)までに郵送いただくか、市健康増進課(医療対策室)窓口にて提出ください。

受理後、審査を開始します。申請書類等内容に不備や確認事項がある場合、個別連絡の上、補正等の対応を行っていただくことになります。

当市からの連絡がつかなかった場合や補正に応じていただけなかった場合は、申請が取下げられたものとみなす場合もありますのでご留意願います。

また、申請書等の審査後は、原則、申請書内容の補正や追加等を行うことはできません。申請書等の内容に誤りや不足等がないよう、提出前に再度ご確認をお願いします。

Q. 病床数は何を基準とすればよいのですか。

A. 医療法に基づく開設許可病床数を基準としてください。

Q. 保険医療機関コード等はどこで確認すればよいのでしょうか。

A. 医療機関の区分に応じて、以下のとおりご確認ください。

【病院・診療所】

保険医療機関の指定通知書の7桁の医療機関コード

【薬局】

保険薬局の指定通知書の7桁の薬局コード

【あん摩・はり・きゅう施術所】

受領委任の取り扱いの承諾通知書の10桁の施術管理者の登録記号番号

【柔道整復施術所】

受領委任の取り扱いの承諾通知書の「協」又は「契」+9桁の施術管理者の登録記号番号

【登録記号番号をもたない施術所】

9999999999(10桁)とご記入ください。

Q. 令和7年度に医療保険(療養費)の対象となる施術の実績があることを証明する書類とはどのようなものを提出すればよいですか。

A. 特定の書類の指定はありません。令和7年度に保険施術を行ったことが確認できる書類(例えば、厚生労働省様式の療養費支給申請書、医師の同意書、施術報告書、領収書の写しなど)を添付してください。

なお、ご提出の際は、療養者の特定を防ぐため個人情報部分を黒塗り等で伏せていただくようお願いいたします。

また、審査状況によっては追加の資料提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q. 振込口座の通帳がない場合、何を添付書類とすればよいですか。

A. キャッシュカードやインターネットバンキングの画面等、口座情報(金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義)が分かるものの写しを添付ください。

## 支払いについて

Q. 補助金はいつ頃交付されますか。また、何か通知等はされますか。

- A. 申請日から約1か月程度を予定しています。ただし、受付開始当初は申請が集中することで審査にお時間がかかり、交付が遅れることも予想されますので、相当期間を見込んでいただくようお願いいたします。審査の結果、交付・不交付の決定をした場合には、決定通知書を施設の市内所在地・代表者(管理者)宛に送付します。

## その他

- Q. 補助金は税の対象となりますか。  
A. 事業所得に区分されるため、原則として課税対象となる可能性があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。
- Q. 今回の補助金に関する実績報告等、補助金交付後に事後的な何か求められることはありますか。  
A. 補助金の支給をもって手続はすべて終了となります。実績報告等は不要です。もっとも、本件や補助金に関する簡単なアンケート等のご協力をお願いすることがあるかもしれません。

### ●本補助金に関するお問い合わせ、申請書類の提出先

〒301-0836 龍ヶ崎市3543番地  
龍ヶ崎市役所 保健福祉棟2階 健康増進課(医療対策室)  
0297-64-1111(代)  
受付時間 平日午前9時から午後5時(土・日・祝日を除く)

### ●申請受付期間:

令和8年6月1日(月)～令和8年7月31日(金)(当日消印有効)